

## 児童発達支援・放課後デイサービス PIFI 利用兼契約書

\_\_\_\_\_ (以下「保護者」という。)と株式会社 Office REY(以下「事業者」という。)  
は、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所(以下「事業所」という。)において、利用児が事業者から提供される福祉サービスについて、次の通り契約します。

### 第 1 条 施設の目的

1. 本契約は、利用児及び保護者の意志を尊重し、日常生活における基本的動作の習得および社会生活に適応することができるよう、事業者が利用児に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

### 第 2 条 契約期間

1. 本契約の期間は、 年 月 日から利用児の受給者証に記載される児童発達支援給付費・放課後等デイサービス給付費支給決定期間満了日までとします。
2. 契約満了日までに、保護者から事業者に対して、文書または口頭による契約終了の申し出がない場合、また利用児の当該給付費支給決定期間が更新された場合、本契約は自動更新されるものとします。

### 第 3 条 児童発達支援・放課後デイサービスの内容

1. 事業者は、児童福祉法に基づく児童発達支援給付費・放課後等デイサービス給付費対象サービスとして、別紙「入会のしおり」「利用の手引き」に定めるサービス内容及び費用について説明を行い、保護者との合意に基づきサービスを提供します。

### 第 4 条 通所支援計画

1. 事業者は、利用児の受給者証に記載されたサービスの支給量を踏まえ、利用児の有する能力や日常生活全般の状況等の評価を通じて、保護者および利用児の希望する生活並びに課題等の把握を行い、利用児の通所支援計画を作成します。
2. この計画は、事業者が保護者等に説明して、同意を得た上で作成し、内容についていつでも説明を求めることができます。
3. 事業者は、通所支援計画は利用児の状況等に応じて、少なくとも6ヶ月に1回の見直しを行います。

### 第 5 条 利用料金

1. 事業者は、児童福祉法に基づく児童発達支援給付費・放課後等デイサービス給付費を市町村から直接受け取り【代理受領】します。保護者は、市町村が定める定率負担額(給付費全体の1割)を事業者にお支払いいただきます。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。
2. 保護者は、別紙「利用の手引き」に記載する給付費対象外サービス(実費)に対して、所定の料金を事業者を支払います。

3.事業者は、サービスの提供にあたって、あらかじめ保護者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し同意を得ます。

#### 第 6 条 利用料金の支払い方法

1. 別紙「利用の手引き」をご確認ください。

#### 第 7 条 保険について

1. 当事業所は、万一の事故等に備えて、学童保育用の保険に加入していただきます。

#### 第 8 条 送迎について

1. 送迎中万が一事故が起きた場合はその車に付帯する保険の範囲内、学童保育保険の範囲内とさせていただきます。

#### 第 9 条 食事について

1. 当事業所ではアレルギー除去対応ができないため、食物アレルギーをお持ちの方はおやつ、昼食の持参をお願いしております。

#### 第 10 条 変更届等

1. 保護者は届出情報に変更があった場合、速やかに変更届を提出しなければなりません。

#### 第 11 条 緊急時の援助

1. 事業者は、サービスを提供している時に、利用児の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに家族等へ連絡すると共に、協力医療機関へ連絡する等の措置を講じます。また、状況によっては医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じます。

#### 第 12 条 肖像権について

1. 当事業所で利用児の肖像等を撮影した画像及び動画の肖像権は全て当事業所に帰属し、退会以後もその権利は当事業所に属するものとします。
2. 当事業所が、本画像等を、放送、宣伝・広告、印刷、商品、その他あらゆる媒体において、使用期間及び使用地域を問わず、掲載、公表、コピー等の複写・複製、出版、編集、脚色、加工、光学的創作、変形、変換等の方法により使用されることについて、同意するものとします。

#### 第 13 条 守秘義務

1. 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用児又はその家族に関する情報を漏らさない義務を負います。
2. 事業者は、従業者が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用児又はその家族に関する情報を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
3. 事業者は、利用児に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用児に関する心身等の情報を提供できるものとします。

## 第 14 条 事業者の具体的義務

### (1)安全配慮義務

事業者は、サービスの提供にあたって利用児の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。

### (2)説明義務

事業者は、本契約に基づく内容について、保護者の質問に対して適切に説明します。

### (3)記録保存整備義務

事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、提供日から5年間保存します。保護者は、この記録の開示を求めることができます。

### (4)身体拘束の禁止

事業者は、利用児または他の利用児等の生命または身体の行動を保護する為の緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束等の行為を行いません。

## 第 15 条 事故と損害賠償

1. 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、保護者及び関係市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故状況及び措置について記録します。
2. 事業者は、サービス提供時に事業者の責に帰すべき事由により、利用児に損害を与えた場合は、その損害を速やかに賠償する義務を負います。
3. 保護者はサービス利用中に保護者または利用児が、故意または重大な過失により、事業者もしくは他の利用児の生命、身体、財物に損害を与えた場合には、速やかにその損害を賠償します。

## 第 16 条 虐待防止のための措置に関する事項

1. 事業者は、利用児の人権の擁護、虐待の防止の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を図るとともに、従業員に対して研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

## 第 17 条 苦情解決

1. 保護者は、事業者が提供するサービスに関して、別紙「入会のしおり」に記載する苦情受付窓口にて、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、苦情が申し立てられた場合、速やかに事実関係を確認し、改善の必要性及びその方法等について保護者に報告します。
3. 事業者は、保護者が苦情を申し立てたことを理由として、利用児に対して不利益となるような対応はいたしません。

## 第 18 条 規約の変更について

1. 事業者は保護者の了承を得ることなく、利用規約を変更する場合があります。  
この場合、サービスの利用条件は変更後の利用規約によるものとします。
2. 変更後の利用規約については、書面、オンラインによる通知に記載する施行日より効力を発効するものとします。
3. 保護者は規約の変更に対し、異議申し立てや、権利を主張することはできません。

## 第 19 条 免責事項

1. 利用児が以下の行為により発生した損害に関しては当事業所は一切の補償を行わないもの  
とします。
  - ① 利用児の健康状態等に関して事前のご相談やご連絡が無い状態で発生した損害等
  - ② 常識を超える高価な物品や装飾品等の損傷や紛失に関わる一切の問題
  - ③ 利用児の持ち込んだ玩具や文具の損傷や紛失に関わる一切の問題
  - ④ 利用児同士の物品や現金の貸し借りに関する一切の問題
  - ⑤ 高額な現金の紛失
  - ⑥ 事業者の管理外で発生した利用児又は保護者様同士のトラブル
  - ⑦ 止むを得ない事情で発生したサービス時間の変更等により生じた損害等
2. 経営上のやむを得ない事由が発生した場合、施設及びサービスの一部を廃止し、  
また、その利用を制限することができるものとします。
3. 事業所を閉鎖した場合、全ての利用児を退会させることができるものとします。  
また、それ に対しての補償は一切行わないものとします。
4. 保護者に事前に通知をした上でサービスの全部または一部の提供を中止、  
又は内容を変更することができるものとします。
5. サービスの提供の中止又は変更の際、前項の手続きを経ることで、中止又は変更に伴う  
利用児、保護者、および第三者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

## 第 20 条 契約の解約等

1. 保護者は、30日以上予告期間において事業者へ通知することにより、この契約を終了  
することができます。  
ただし、次の事由に該当する場合には、直ちにこの契約を解約することができます。
  - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
  - (2) 事業者が第8条に定める守秘義務に違反した場合。
  - (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
  - (4) 他の利用児が利用児の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける  
恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、保護者に対し、30日間の予告期間において  
理由を示した文書で告知することにより、この契約を終了することができます。  
ただし、次の事由に該当する場合には、直ちにこの契約を解約することができます。
  - (1) 保護者が事業者へ支払うべきサービスの利用料金を3ヶ月以上遅延し、相当期間を  
定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合。
  - (2) 保護者または利用児が、他の利用児・事業者・職員等の生命、身体、財物、信用を傷つ  
けることによって、本契約を継続しがたい重大な事象を生じさせ、その状況の改善が  
見込めない場合。
  - (3) 災害等、その他やむを得ない事由により事業所を開所することができない場合。

(4) 利用児が死亡した場合。

第 21 条 協議事項

1. この契約に定められていない事項について疑義が生じたときは、事業者は、児童福祉法及び関係法令の定めるところに従い、保護者と誠意をもって協議するものとします。

第 22 条 専属的合意管轄裁判所

1. 保護者と事業所の間で訴訟の必要が生じた場合、京都地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

第 23 条 雑則

1. 本規約に定めるもののほか、当事業所運営上で必要な事項は、入会のしおり等、付帯資料を確認のうえ同意してください。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用児住所

利用児氏名

Ⓜ

代理人(保護者)氏名

Ⓜ

事業者住所

京都府木津川市城山台 13-2-2

事業者名

株式会社 Office REY

代表者氏名

代表取締役 今村 龍太